

第4章 文化財の保存・活用の基本方針

1. 文化財の保存・活用の基本理念

歴史文化基本構想は、「地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想」であり、文化財行政とまちづくり行政が連携し、歴史文化を活かしたまちづくりを進めていくことが求められます。

また、歴史文化基本構想における「歴史文化」とは、文化財と文化財に関わる様々な要素とが一体となったものと定義されています（『歴史文化基本構想』策定ハンドブック』文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室）。

そして、歴史文化を活かしたまちづくりの理念としては、次の2つが文化庁により示されています。（「文化財の保護とまちづくり」文化庁文化財部）。

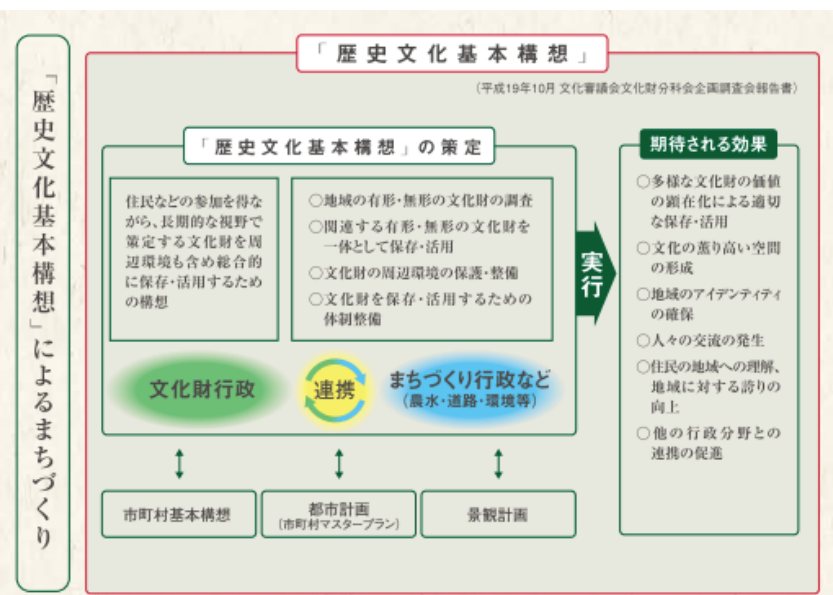
○地域のアイデンティティの確保及びその絆の維持

○人々の生活の中での文化財の保存及びその根底にある知と技の継承

文化財の保存・活用は、行政だけで対応できるものではなく、所有者や市民、事業者など、地域ぐるみで取り組むことが重要であり、そのためには、市民等の関心を喚起し、理解につながる簡潔な考え方・言葉を提示することが求められます。

このため、文化財の保存・活用の基本理念を、歴史文化基本構想の定義と考え方、歴史文化を活かしたまちづくり及び福山市の歴史文化の特徴のフレーズ化の視点を基本に設定します。

【福山市における文化財の保存・活用の基本理念】
『瀬戸内の潮目に育まれた先進性と交流の気質、
そして数々の困難を乗り越えてきた英知を伝える歴史文化』
～人を育て、市民・地域で再発見し、守り、活かし、未来へ伝えよう～



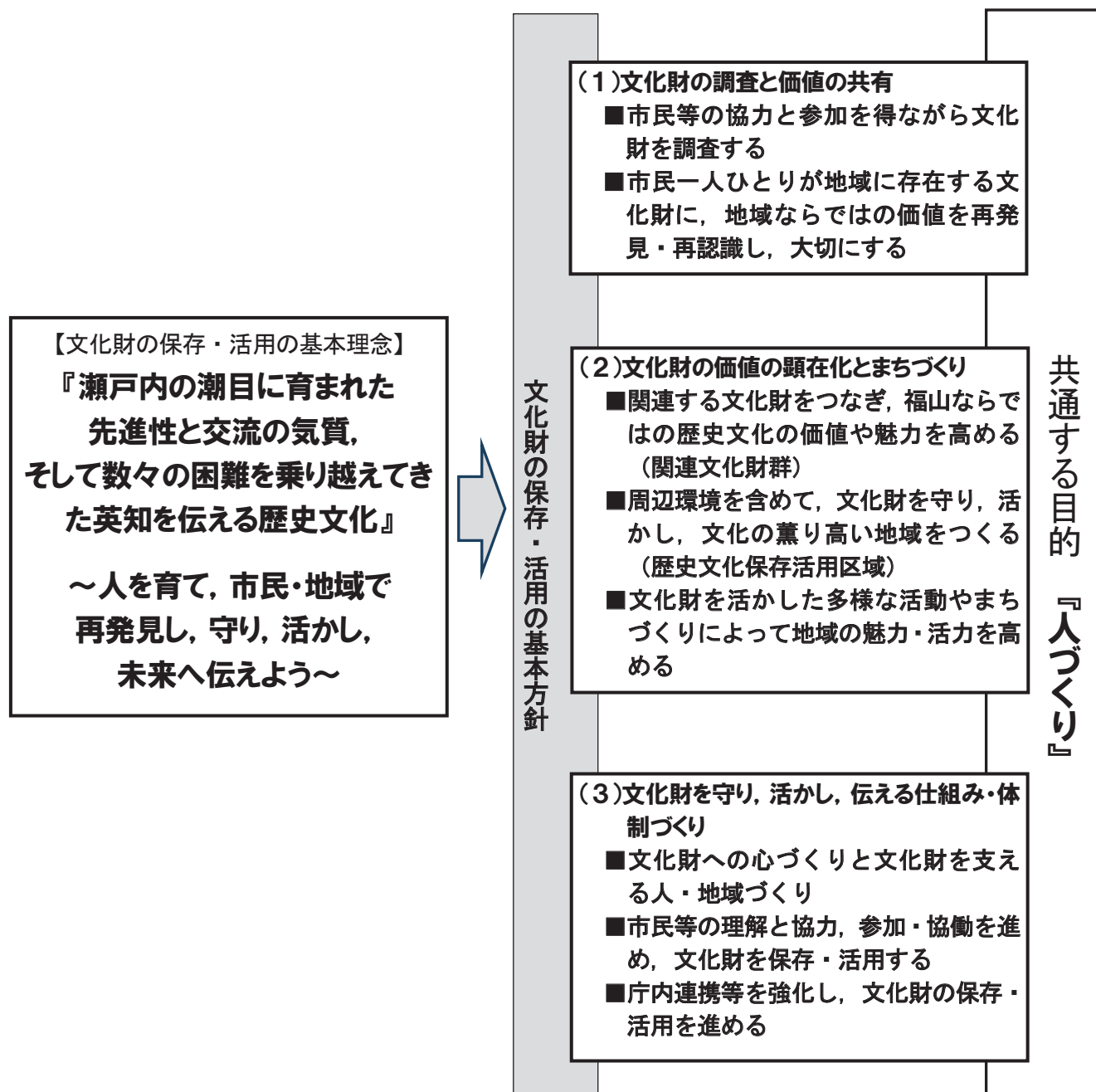
※出典：『「歴史文化基本構想」の実現～歴史まちづくり法との連携～』（文化庁文化財部）

図4-1 「歴史文化基本構想」によるまちづくり

2. 文化財の保存・活用の基本方針

文化財の保存・活用の基本理念を、具体的な取組として実施・展開していくため、歴史文化基本構想の考え方（関連文化財群、歴史文化保存活用区域など）や歴史文化を活かしたまちづくり・ひとづくりの視点を踏まえながら、基本方針を設定します。

また、それぞれの基本方針に共通する目的として、「人づくり」を掲げます。



(1) 文化財の調査と価値の共有

■市民等の協力・参加を得ながら文化財を調査する

地域には、指定等がなされていない有形無形の文化財が数多くあり、把握されていないものを含めると膨大な数の文化財があると推定できます。これらの調査・把握を行政だけで行うことは不可能であり、短期的に対応できるものではありません。また、指定等がなされている文化財においても、専門的な調査は一部に限られています。

このため、市民や関係団体、学識経験者、研究機関などの協力と参加を得ながら、長期的な視点を持って、計画的かつ継続的に文化財の調査・把握に取り組みます。その中では、市民自らが（再）発見し、大切にしたいと思う文化財の保存・活用を支援する仕組み・体制づくりを検討します。加えて、優先順位を設定しながら、計画的に文化財の専門的な調査の実施に努めます。

■市民一人ひとりが地域に存在する文化財に、地域ならではの価値を再発見・再認識し、大切に

地域に存在する有形・無形、指定・未指定などの文化財を再発見・再評価し、守り、活かすためには、市民、とりわけその地域で暮らす人々の文化財に対する理解や保存・活用への協力・参加が重要になります。

このため、市民一人ひとりが地域に存在する文化財とその周辺環境（歴史文化）への関心や愛着が持てるよう、情報共有や意識啓発などに取り組むとともに、市民・地域活動団体等による文化財の保存・活用の取組の支援、更には行政との協働の取組の展開に努めます。

また、学校教育・生涯学習において、文化財を含め地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会の確保・充実に努めます。

(2) 文化財の価値の顕在化とまちづくり

■関連する文化財をつなぎ、福山ならではの歴史文化の価値や魅力を高める（関連文化財群）

福山市には、福山城や明王院、鞆の町並みなど、よく知られた文化財がある一方で、あまり知られていない文化財もあります。また、歴史的・地理的に関係する文化財間においても、つながりを持った活用が十分にできているとはいえません。

このため、文化財の現況や価値などを把握し、それぞれの保存・活用に努めることに加え、明確なテーマ・ストーリーのもとに関連する文化財を取り上げ、相互につなぐことで相乗効果を発揮させ、“個”としての魅力に“群”としての魅力も加え、福山ならではの文化財の価値や魅力を高めます。

■周辺環境を含めて、文化財を守り、活かし、文化の薫り高い地域をつくる（歴史文化保存活用区域）

文化財そのものはしっかりと守られていても、その周辺環境が文化財と異質な状況であったり、公開されているのに案内・誘導の仕組みがなく、場所が分かりにくかったりすると、“もったいない、おいしい、残念”ということになります。

このため、市民・地域活動団体等と連携しながら、周辺環境を含めて文化財を守り、活かし、文化の薫り高いまちづくり・地域づくりを進めます。特に、活用できる文化財が数多くある区域、また、関連する文化財やそれらをつなぐルートでは、面的・ネットワーク的・文化的な環境づくりを目指します。

■文化財を活かした多様な活動やまちづくり等によって地域の魅力・活力を高める

地域に存在する文化財を守り、活かすためには、市民・地域活動団体等の力が不可欠です。

また、文化財は、地域への愛着や誇りの醸成、魅力づくり、観光交流の資源など、多様な役割や可能性を持っています。

このため、各地域において、市民・地域活動団体等が参加・連携し、文化財を活かして地域の魅力や活力を高める取組を支援します。

(3) 文化財を守り、活かし、伝える仕組み・体制づくり

■文化財への心づくりと文化財を支える人・地域づくり

文化財保護法の目的である「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(同法第1条)に立ち返り、市民一人ひとりや地域、福山市にとって、どのようなことが必要で、できることは何かを考えたとき、その原点は「人づくり」ということができます。

このため、市民・地域活動団体等と行政が一緒になって取り組む仕組みを充実させたり、その気運を高めたりしながら、学校教育・生涯学習での学習機会の拡充や啓発活動などを持続的に進め、市民の文化財への理解や大切にすの心の醸成を目指します。更に、地域と連携しながら、実際に文化財を守り活かす担い手の確保・育成支援に努めます。

■市民等の理解と協力、参加・協働を進め、文化財を保存・活用する

文化財は、その所有者や行政で保存・管理するには限界があり、また、文化財を活かしたまちづくりなどを進めるためには、地域住民をはじめとした市民・地域活動団体、事業者等の役割が重要です。

このため、情報共有や啓発、具体的な取組を通じて、文化財の保存・活用に関する市民・地域活動団体等の理解と協力、参加を得るとともに、協働(市民・地域活動団体、事業者、行政など)の取組の展開に努めます。

■市内連携等を強化し、文化財の保存・活用を進める

福山市の文化財の保存・活用については、文化財分野だけでなく、教育、生涯学習、観光、協働のまちづくり、都市計画・景観、建設、防災など多分野にわたるテーマとなっています。

このため、関連する市内他部局との連携を強化し、文化財の保存・活用を進めます。また、国・県等の関係機関との連携も強化し、必要な支援の確保に努めます。